

高齢者の見守りにご協力を

あなたの「目」で見守りの輪が広がります

もしも認知症などで行方不明になったら・・・

メール配信システムに登録しよう

行方不明者の情報を、登録者（市民・事業所など）のスマートフォン・携帯電話にメールで送信し、広く情報提供を求めるサービスです。システムに登録していただき、見守りにご協力ください。

【登録した場合、どんなことをするのか？】

登録後は、行方不明が発生した場合、スマートフォン・携帯電話に情報が届きます。情報を受けた人は、買い物などの日常生活の中で行方不明者を気にかけてたり、本人を見かけた場合は、発見時連絡先に連絡したりします。具体的な捜索活動を依頼するものではなく、可能な範囲での協力、情報提供をお願いしています。

【登録の方法（右下のQRコードからも登録できます）】

- ①彦根市 (touroku@hikone-city.jp) に空メールする。
- ②スマートフォン・携帯電話に URL 入りメールが届く。
- ③配信を希望する情報の中から「行方不明高齢者等の捜索者情報」を選ぶ。



【行方不明高齢者を見守る地域に】

家族は事前に近隣の人に事情を説明し、本人を見か



▲「認知症サポーターキャラバン」のマスコット ロバ隊長

けたら声をかけ、連絡をしてもらうなどの関係を築いておくことで、早期発見につながる可能性があります。

次のような人を見かけたら、相手の視野に入ってからゆっくり声をかけてみてください。

- ▶季節はずれの服装
- ▶不自然な身なり（パジャマ・裸足など）
- ▶夜間の一人歩き など

あなたの見守りや声かけが、その人の命を救うことにつながります。



事前登録と早期発見ステッカーを利用しよう

家族は、行方不明になるおそれのある人の情報を事前に登録することで、万一の場合にスムーズに情報を配信することができます。事前登録申込者（希望者）に登録番号入りのステッカーを配布しています。本人の靴のかかと部分に貼っておくことで、発見につながる可能性があります。



▲靴用ステッカー（実物大）
（縦1.5cm × 横4cm）



◀靴用ステッカー
貼り付け例

問い合わせ先

市医療福祉推進課 ☎ 24-0828、FAX24-5870

湖東定住自立圏（彦根市と愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町との広域連携）の具体的な取り組み

圏域の経済を活性化するため、圏域の市町が協力して、企業立地の促進に取り組んでいます

雇用の確保を行い、定住の促進が図られることを目標にしています。

第2期湖東圏域企業立地基本計画

湖東圏域で、企業が持つモノづくりの技術・伝統・人材と、大学などの高等教育機関や研究機関などが持つ知的資源を融合させることにより、

- ▶高付加価値地場産業
- ▶高度ものづくり産業
- ▶環境産業及びその関連産業
- ▶6次産業化に向けた農工商連携関係産業の分野で産業を集積し、地域経済の活性化と雇用の創出を目指しています。

企業立地のサポート内容は、各市町の担当窓口にて

置している「湖東定住自立圏企業立地ガイド」に掲載しています（彦根市ホームページでも確認できます）。

今後もこの計画のもと、これらの支援施策を活用し、より一層、圏域内での企業立地の促進に取り組んでいきます。

湖東圏域企業立地担当者研修会

圏域内の市町の企業立地担当者が集まり、定期的に担当者研修会を実施しています。

多種多様な活気ある企業の発展を目指して、今後も圏域の企業立地施策を展開していきます。

問い合わせ先

市地域経済振興課 ☎ 30-6119、FAX24-9676



消防だより

彦根市消防本部予防課 ☎22-0332・FAX22-9427



暖房器具の取り扱いにご注意を！ 火災を未然に防ぎましょう



毎年、暖房器具による火災が発生しており、中でも、**ストーブが原因となる火災が多い**状況です。火災の原因としては可燃物の接触・落下、誤った使用方法、火

の消し忘れ、使用中の給油などが主な原因です。これから暖房器具を使用する機会が多くなります。火災を防ぐために、次の点に注意しましょう。

①ストーブを使用する時は注意しましょう

- ▶石油ストーブの燃料は灯油です。ガソリンは使用しないでください。
- ▶ストーブの近くに紙、衣類など燃えやすい物を置かないでください。また、ストーブの上で洗濯物を干さないでください。干している洗濯物が落下して、火災が発生するおそれがあります。
- ▶ストーブを使用するときは、こまめに換気を行ってください。換気が不足すると、灯油やガスが不完全燃焼して、一酸化炭素中毒を起こす原因になります。
- ▶地震などの揺れで転倒しないように、倒れるおそれのあるストーブは固定してください。
- ▶煙突がついているものは、指定の金具や支線などを使用して固定してください。



④注意！危険物の保管

- ▶灯油を保管する容器は金属製のもの、またはポリエチレン製で安全性の推奨マーク、または認定証が貼付されているものを使用して、ふたをしっかりと閉めてください。
- ▶容器は火気を使う場所から遠ざけて、直射日光の当たらない風通しの良い場所に保管してください。
- ▶容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしない場所に保管してください。

⑤変質灯油は使用禁止です

昨シーズンから持ち越した灯油は、変質灯油（灯油自体がうす黄色になる、すっぱい臭いがするなど）になっている可能性があります。変質灯油は不完全燃焼や異常燃焼など、予想しない事故が発生するおそれがあるため、使用しないでください。

⑥電気こたつも使用方法を誤ると危ない？

- ▶電気こたつの中で衣類を乾かさないようにしましょう。
- ▶座布団や上掛けなどが電気こたつ内のヒーターユニットカバーに触れないようにしましょう。
- ▶電源コードを折り曲げたり、下敷きにしないでください。また、コードが異常に熱かったり、傷んだりしている場合は使用しないでください。
- ▶ヒーターユニット内部にほこりや紙くすなどの異物がないか確認してください。
- ▶外出や長時間離れる場合は電源スイッチを切り、プラグを抜きましょう。



②給油時は注意しましょう

- ▶石油ストーブに給油する場合は、ストーブの火を消し、火が消えたことを確かめてから給油してください。
- ▶カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に閉めてください。



③点火や消火の確認をしましょう

- ▶点火後は、炎の調節を行い、正常に燃焼していることを確認してください。
- ▶外出時や就寝時には、消火していることを確認してください。

備えよう住宅用火災警報
10年経ったら取り替えましょう！

救急車は限りある資源です。
適正な利用にご理解・ご協力をお願いします。